

○愛媛県告示第291号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき、次のとおり特定希少野生動植物保護区を指定する。

平成21年3月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 特定希少野生動植物保護区の名称

織田ヶ浜ウンラン保護区

2 指定の区域

今治市東村三丁目甲582番地先の区域

3 指定に係る特定希少野生動植物

ウンラン

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) ウンランの生育のために確保すべき条件

ウンランは、今治市の一帯にしか生育していない特定希少野生動植物である。当該区域におけるウンランの生育には、砂浜の保全が必要である。

(2) 生育条件を維持するための環境管理の指針

ウンランの生育条件である砂浜の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のウンランの保全に努めるとともに、各種行為が地形、地質など生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生育環境の適切な管理を行うものとする。

ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、ウンランの保護管理のための施設の設置についてでは、この限りでない。

イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、ウンランの保護管理のために必要な土地の形質の変更については、この限りでない。

ウ 現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。

エ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。

オ 踏み付け等によりウンランの生育に支障を及ぼすおそれがあるため、車馬の乗り入れは行わないこと。

カ 火入れ及びたき火は行わないこと。

(3) 留意事項

(2)アただし書及びイただし書に定める行為を行うに当たっては、ウンランの生育状況に十分配慮し、当該行為によるウンランへの影響を最小限に抑えるよう努めること。

5 立入制限地区

立入制限地区は指定しない。